

## 大阪市規則第68号

### 大阪市立芸術創造館条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立芸術創造館条例施行規則（平成12年大阪市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(指定申請の方法の特例)</p> <p><u>第6条 条例第16条第1項の規定による通知</u> <u>を受けた変更後の構成員による連合体（同項に規定する変更後の構成員による連合体をいう。以下同じ。）は、所定の指定管理者指定申請書に当該変更後の構成員による連合体及び当該構成員の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該変更後の構成員による連合体の担当者の氏名及び連絡先を記載して、市長が指定する期間内にこれを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項第1号から第7号まで及び第9号の書類</u></p> <p><u>(2) 条例第16条第1項に規定する構成員の変更の内容を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 当該変更後の構成員による連合体が変更前の構成員による連合体（条例第16条第1項に規定する変更前の構成員による</u></p>	<p>[新設]</p>

連合体をいう。)が提出した前条第2項第8号の事業計画書及び収支予算書に従って創造館の管理を継続して遂行することを明らかにする書類

(資料の提出の要求等)

第7条 市長は、条例第15条又は第16条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第8条～第10条 [略]

(資料の提出の要求等)

第6条 市長は、条例第15条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

第7条～第9条 [同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。